

## 香川県物価高騰等対策緊急支援事業給付金【申請受付要項】 (物価高騰等対策給付金)

### 【受付期間】

令和5年1月10日(火)から令和5年2月28日(火)まで(締切当日消印有効)

### 【受付方法】

- ・申請書類は、簡易書留など送達を確認できる方法で**郵送**してください。
- ・感染拡大防止の観点から、物価高騰等対策給付金事務局や県庁への**持参による申請はできません。**

＜宛先＞〒760-0017 高松市番町一丁目2番26号 トキワ番町ビル2階  
物価高騰等対策給付金 事務局 宛

≪郵送前にご確認ください≫

- ・差出人の住所・氏名を封筒に必ず記載してください。
- ・送料は申請者の方がご負担ください。
- ・提出いただいた申請書類は返却いたしません。

### 【申請書類の入手方法】

物価高騰等対策給付金事務局のホームページ (<https://kagawa-bukকাশien.com>) 又は香川県ホームページから必要書類をダウンロードして下さい。

- ・香川県庁東館受付横の配布場所、各県民センター(東讃・小豆・中讃・西讃)、市町の商工担当課でも申請書類を配布しています。

※配布場所ではお問い合わせに対応しておりませんので、ご質問等は下記「物価高騰等対策給付金コールセンター」までお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

ご不明な点は、下記コールセンターにお問い合わせ下さい。

**物価高騰等対策給付金コールセンター ☎087-822-0261**

開設期間：令和5年1月10日(火)～2月28日(火) 9時～17時30分(平日のみ)

適正な申請をお願いします。

この給付金の支給後、要件に該当しない事実や不正が発覚した場合には、給付金全額の即時返還を求めるとともに、加算金の支払いを求めたり、事業者名の公表等を行う場合があります。虚偽申請は、絶対に行わないようお願いします。

### 目次

申請受付要項・・・p. 1～p. 14  
記載例・・・p. 15～p. 23

**※申請書等の様式は、この要項の最後に添付しています。**

# 香川県物価高騰等対策緊急支援事業給付金 【申請受付要項】

## 1 趣旨

コロナ禍における原油価格・物価高騰等で厳しい経営状況にある県内事業者に対し、事業継続を支援するため、香川県物価高騰等対策緊急支援事業給付金（以下「給付金」という。）をお支払いするものです。

## 2 支払い対象・支払い要件

### 【支払い対象】

給付金の支払い対象は、香川県内に本社又は主たる事業所（個人事業主にあって事業所がどこにも無い場合には住居）を有する中小企業（※1）、中堅企業（※2）等又は個人事業主に該当する事業者とします。

（※1）中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者をいう。

（※2）中堅企業等とは、中小企業者に該当しない事業者で、次の（1）又は（2）のうちいずれかを満たす法人（国内に本店又は主たる事務所を有する設立登記法人）をいう。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次の（1）若しくは（2）のうちいずれかを満たす法人であること

（1）資本金の額又は出資の総額<sup>1</sup>が10億円未満であること

（2）資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員<sup>2</sup>の数が2,000人以下であること

### 【支払い要件】

支払い要件は、令和4年1月1日以前から県内で事業を継続しており、今後も県内で事業を継続する意思を有し、支払い対象となった者のうち、次の（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たしていることとします。

（ア） 令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月の売上高が、平成30年又は令和元年同3か月の売上高と比較して20%以上減少していること（※1）

（イ） 令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月の売上総利益率が、平成30年又は令和元年同3か月の売上総利益率と比較して10%以上減少していること（※2）

<sup>1</sup> 「基本金」を有する法人の場合は「基本金の額」、一般財団法人の場合は「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替える。

<sup>2</sup> 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しない。）

(※1) 売上高減少率の計算方法

事業者としての県内全ての事業所・店舗での

A：令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月の売上高の合計額

B：平成30年又は令和元年同3か月の売上高の合計額

$$\text{売上高減少率(\%)} = (B - A) \div B \times 100$$

(※2) 売上総利益率の減少率の計算方法

事業者としての県内全ての事業所・店舗での

A：令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月の売上総利益率

B：平成30年又は令和元年同3か月の売上総利益率

$$\text{売上総利益率*の減少率(\%)} = (B - A) \div B \times 100$$

\* 売上総利益 = 売上高 - 売上原価

\* 売上総利益率 = 売上総利益 ÷ 売上高 × 100

令和元年10月2日から令和4年1月1日までの間に香川県内で事業を開始した場合の取扱い（創業等特例）は12頁～13頁をご覧ください。

**【支払い対象外となる場合】**

以下の（ア）～（オ）のいずれかに該当する事業者は、給付金の支払い対象となりません。

- （ア） 法人税法別表第1に掲げる公共法人（土地改良区、土地改良区連合を除く）、政治団体、宗教上の組織・団体
- （イ） 香川県補助金等交付規則第5条の2各号（※）に掲げる者
- （ウ） 既にこの給付金の支払いを受けた事業者（この給付金の支払いは1事業者につき1回に限ります。）
- （エ） 次のいずれかの事業から支払いを受けた事業者
  - ①香川県医療・福祉施設応援金事業
  - ②香川県私立学校応援金事業
  - ③香川県配合飼料価格等高騰緊急支援事業

(オ) (ア)～(エ)に掲げる者のほか、支払いすることが適当でないと知事が認める者

(※) 香川県補助金等交付規則

第5条の2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

### 3 支払い額

---

○ 給付金の支払い額は、次の額とします。

支払い額	(1) 法人	10万円
	(2) 個人事業主	5万円

## 4 申請に必要な書類

申請書類は、A 4 の用紙に片面印刷したものをご利用ください。

添付する書類の写しについても、可能な限り A 4 サイズでお願いします。

### (1) 香川県物価高騰等対策緊急支援事業給付金申請書（第 1 号様式）【記載例 p. 15~16】

- ・「記載例」をご覧のうえ、必要事項をご記入ください。
- ・手書きの場合は、ペン又はボールペンで記載してください（消せるボールペンは不可）。

### (2) 売上高減少申告書（第 2 号様式（その 1））又は売上総利益率減少申告書（第 2 号様式（その 2））【記載例 p. 17~18】

- ・顧問契約を締結している税理士、公認会計士又は申請サポートセンターの税理士等が事前に売上高減少申告書又は売上総利益率減少申告書の内容を確認した場合には、必要書類（3）「売上高が確認できる書類」又は「売上総利益率が確認できる書類」の提出を省略できます。
- ・事務局の申請サポートセンター（TEL: 087-822-0261）において書類を事前確認させていただき、必要な助言等を行うことが可能です。申請サポートセンターは予約制ですので、必ず事前に電話で日時を予約のうえ、お越しください。
- ・税理士、公認会計士又は申請サポートセンターにより確認を受ける際には、売上高減少申告書又は売上総利益率減少申告書に必要事項を記載のうえ、令和 4 年 4 月から 12 月までの任意の連続する 3 か月と平成 30 年又は令和元年同 3 か月の事業者としての県内全ての事業所・店舗での売上高又は売上総利益率が確認できる書類を準備してください。
- ・税理士又は公認会計士の確認署名を取得せず、申請書に必要書類（3）を添付し、そのまま給付金事務局に提出いただいても結構です。
- ・令和元年 10 月 2 日から令和 4 年 1 月 1 日までの間に香川県内で事業を開始した場合は、「売上高減少申告書（創業等特例分）第 2 号様式（その 3）」又は「売上総利益率減少申告書（創業等特例分）第 2 号様式（その 4）」に記載してください【記載例 p. 19~20】。

### (3) 令和 4 年 4 月から 12 月までの任意の連続する 3 か月と平成 30 年又は令和元年同 3 か月の事業者としての県内全ての事業所・店舗での売上高が確認できる書類（売上総利益率の減少を要件とする場合は、売上高に合わせて売上総利益率が確認できる書類の提出が必要）

#### 【確認書類の事例】

- ・法人の場合は、平成 30 年又は令和元年の確定申告書類の「法人事業概況説明書（1 頁～2 頁）」【p. 9 参照】の写し
- ・個人事業主（青色申告）の場合は、平成 30 年又は令和元年の確定申告書類の「所得税青色申告決算書（1 頁～2 頁）」【p. 11 参照】の写し
- ・売上台帳等の写し
- ・経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上高や売上原価のデータを出力した書面 など

なお、(2)で提出する「売上高減少申告書(第2号様式(その1))」又は「売上総利益率減少申告書(第2号様式(その2))」に税理士又は公認会計士の確認署名がある場合は、上記確認書類の提出を省略できます。

ただし、令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月に係る売上高がゼロ(0円)である場合は、理由書(任意様式)に、その理由を記載してください。

#### (4) 税務署受付印のある直近の確定申告書類の写し

税務署に提出した以下の書類の写しが必要です。

##### 【法人の場合】

- ・直近の「法人税確定申告書(事業年度分の法人税申告書別表一)」【p.7～8参照】

##### 【個人事業主の場合】※マイナンバーの部分~~を全て黒塗り~~してください。

- ・令和3年分の「所得税及び復興特別所得税の申告書B(第一表及び第二表)」【p.10参照】

※税務署受付印のある確定申告書がない場合は、受付印のない確定申告書の写しに加えて、次の書類を提出してください。

- ・電子申告の場合⇒e-Tax から「メール詳細(受信通知)」を印刷したもの
- ・書面提出の場合⇒国の税務署が発行する「納税証明書(その2:所得金額の証明)」

※その他相当の事由により提出できない場合は、直近(令和4年度分)の住民税の申告書類の写し

※創業後最初の決算期を迎えていない場合は、税務署受付印のある開業届の写し

#### (5) 誓約書(第3号様式)【記載例 p.21】

- ・誓約内容を確認のうえ、申請者(法人の場合はその代表者)が自筆で署名をしてください。

#### (6) 給付金の振込口座の通帳等の写し

- ・振込口座は、申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、申請者が個人事業主の場合は当該個人事業主本人の名義の口座に限ります。
- ・預金通帳の口座名義人、金融機関名、金融機関の(支)店名、預金の種目及び口座番号が記載されたページの写しをご提出ください。インターネットバンキングの場合、これらの事項が記載されたページを印刷してご提出ください。

#### (7) (個人事業主の場合のみ) 本人確認書類の写し

- ・本人確認書類(運転免許証、パスポート、保険証等)に記載の住所が、申請者の現住所と一致する書類の写しをご提出ください。
- ・マイナンバーカードの場合、オモテ面の写しのみを提出してください。マイナンバーが記載されたウラ面の写しは送付しないでください。

(8) (創業等特例の場合のみ) 事業を開始した日を証する公的な書類
例：法人の場合は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主の場合は開業届の写し など
(9) チェックリスト【記載例 p. 22～23】
・ 提出前にチェックリストで提出書類を確認し、チェックリストも同封してください。

## 5 申請書の審査

- ・ 申請書の内容について、事務局の審査担当者から問い合わせをさせていただく場合がありますので、ご協力ください。
- ・ 必要な書類が全てそろっていない場合、事務局から不足している書類の提出をお願いします。事務局が指定した期日までに必要な書類の提出がないときは、給付金を支払いできませんのでご注意ください。
- ・ 申請書の審査の結果、給付金の支払いの可否を決定したときは、支給又は不支給に関する通知を、申請者の所在地又は住所あてに送付します。

## 6 給付金の支払い

- ・ できる限り早期の支払いに努めますが、申請書等に不備がある場合には、時間を要する場合があります。
- ・ 給付金は、申請書に記載された振込口座に振り込みます。振込名義は「カガワケンブッカコウトウトウタイサクキュウフキン」とする予定です。  
なお、給付金の支払いは、県から事務局（運営事業者）を通じて行います。

## 7 関係書類の保管等

- ・ 給付金の支払い後においても、申請書に添付した書類の原本や、売上高・売上総利益率を証明する書類（例えば、会計伝票やレジの日計表等）を5年間保存し、県から提出等の求めがあった時はこれに応じてください。





「法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）」（白色申告の場合）

令和 年 月 日 税務署長殿 <b>税務署</b> <b>受付印</b> 電話( ) - ( )		納税地 (フリガナ)	法人名 (フリガナ)	法人番号 (フリガナ)	代表者 記名押印	代表者 住所	法人区分 事業種目 同非区分 旧納税地及び 旧法人名等 添付書類	白色申告 一連番号 整理番号 事業年度 (至) 年 月 日 売上金額 申告年月日 通信日付印 確認印 庁指定 局指定 指導等 区分 年 月 日 申告区分	別表一 各事業年度の所得に係る申告書 一内国法人の分... 令二・四... 以後終了事業年度等分
--	--	---------------	---------------	----------------	-------------	-----------	---	--	---

平成・令和 年 月 日 令和 年 月 日 (中間申告の場合 の計算期間)	事業年度分の法人税 課税事業年度分の地方法人税	申告書 申告書	翌年以降 送付要否 税理士法第30条 の書面提出有 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	適用明細書 提出の有無 税理士法第33条 の2の書面提出有 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
---	----------------------------	------------	---	---

この申告書による法人税額の計算		この申告書による地方法人税額の計算		この申告書による還付金額	
所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)	1	控除税額の計 算	17	この申告による還付金額 (43) - (42)	45
法人税額 (53) + (54) + (55)	2	所得税の額 (別表六「一」「6」の③)	17	この申告 に対する法人税額 (68)	46
法人税額の特別控除額 (別表六「六」「4」)	3	外国税額 (別表六「二」「20」)	18	課税留保金額に 対する法人税額 (69)	47
差引法人税額 (2) - (3)	4	計 (17) + (18)	19	課税標準法人税額 (70)	48
連結納税の承認を取り消された 場合等における既に控除された 法人税額の特別控除額を加算額	5	控除した金額 (13)	20	この申告 前 の 修 正 正 この申告により納付 すべき地方法人税額 (74)	49
課税土地譲渡利益金額 (別表三「二」「24」) + 別表三 (二)の「25」 + 別表三「三」 (20)	6	控除しきれなかった金額 (19) - (20)	21	剰余金・利益の配 当 (剰余金の分配)の金額 残存財産の減 後の分配又は 引渡しの日	
同上に対する税額 (22) + (23) + (24)	7	土地譲渡税額 (別表三「二」「27」)	22	令和 年 月 日	令和 年 月 日
課税留保金額 (別表三「一」「4」)	8	同上	23	還付を受ける 金融機関	
同上に対する税額 (別表三「一」「8」)	9	同上 (別表三「三」「23」)	24	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所	
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	10	所得税額等の還付金額 (21)	25	郵便局名等	
仮配当調整外関係者及び外国関係会社等 に係る特別控除額(別表七「1」) (別表六「5」の「7」 + 別表七「5」 (5) + 別表七「10」)	11	中間納付額 (13) - (14)	26	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	
仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除法人税額	12	欠損金の繰戻しに よる還付請求税額	27	※ 税務署処理欄	
控除税額 (10) - (11) - (12) (19のうち少ない金額)	13	計 (25) + (26) + (27)	28		
差引所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) - (13)	14	この申告前 の所得 金額又は欠損金額 (60)	29		
中間申告分の法人税額	15	この申告 により納付 すべき法人税額 又は 減少する還付請求税額 (65)	30		
差引確定(中間申告の場合はその 法人税額(税額とし、マイナスの 場合は、(26)へ記入)	16	欠損金又は災害損失等の当期控除額 (別表七「一」「4」の計) + (別表七「二」 「9」) 若しくは別表七「三」 (10)]] 翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七「一」「5」の合計))	31		
課税標準 所得の金額に 対する法人税額 (4) + (5) + (7) + (10)の 外額)	33	この申告 による還付金額 (25) + (26) + (27) + (31) + (32)	32		
課税留保金額に 対する法人税額 (9)	34	剰余金・利益の配 当 (剰余金の分配)の金額 残存財産の減 後の分配又は 引渡しの日	33		
課税標準法人税額 (33) + (34)	35	この申告 による還付金額 (43) - (42)	34		
地方法人税額 (58)	36	この申告 に対する法人税額 (68)	35		
課税留保金額に係る地方法人税額 (59)	37	課税留保金額に 対する法人税額 (69)	36		
所得地方法人税額 (36) + (37)	38	課税標準法人税額 (70)	37		
仮配当調整外関係者及び外国関係会社等 に係る特別控除額(別表七「1」) (別表六「5」の「7」 + 別表七「5」 (5) + 別表七「10」)	39	この申告 前 の 修 正 正 この申告により納付 すべき地方法人税額 (74)	38		
外国税額の控除額 (別表六「二」「50」)	40	剰余金・利益の配 当 (剰余金の分配)の金額 残存財産の減 後の分配又は 引渡しの日	39		
仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除地方法人税額	41	令和 年 月 日	40		
差引地方法人税額 (38) - (39) - (40) - (41)	42	還付を受ける 金融機関	41		
中間申告分の地方法人税額	43	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所	42		
差引確定(中間申告の場合はその 地方法人税額(税額とし、マイナスの 場合は、(43)へ記入)	44	郵便局名等	43		

税理士  
署名押印



【個人事業主の場合】

「所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表及び第二表）」

※マイナンバー（個人番号）の部分全てを黒塗りしてください

令和 〇 年 〇 月 〇 日 令和 〇 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書 FA2200

住所 個人番号 [黒塗り] 生年月日 [黒塗り]

フリガナ 氏名 [黒塗り]

職業 屋号・種号 世帯主との続柄

税務署 受付印

第一表 (令和二年分以降用)

収入金額等

所得金額等

所得から差し引かれる金額

令和 〇 年分の 所得税及び復興特別所得税の 確定申告書B FA2300

整理番号 [黒塗り]

〇 保険料控除等に関する事項 (13~16)

〇 本人に関する事項 (17~20)

〇 雑損控除に関する事項 (26)

〇 寄附金控除に関する事項 (28)

〇 配偶者や親族に関する事項 (20~23)

〇 事業専従者に関する事項 (55)

〇 住民税・事業税に関する事項

住民税

事業税

上記の配偶者・親族・事業専従者のうち同居の者の氏名・住所

第二表 (令和二年分以降用) (第一表と一緒に提出してください。国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類は添付書類を貼ってください。)

「所得税青色申告決算書（1頁～2頁）」（青色申告の場合）

税務署  
受付印

FA3000

令和〇年分所得税青色申告決算書（一般用）

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	フリガナ氏名	事務所所在地
事業所所在地	電話番号(自宅)	氏名(名称)
業種名	加入団体名	電話番号

令和 年 月 日

損益計算書（自〇月〇日 至 〇月〇日）

提出用 （令和二年分以降用）	科 目		科 目		科 目	
	金額 (円)		金額 (円)		金額 (円)	
提出用 （令和二年分以降用）	売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①	消耗品費	⑦	貸倒引当金	⑭
	期首商品(製品)類	②	減価償却費	⑧	各種戻金	⑮
	仕入金額(製品)類	③	福利厚生費	⑨	引当金等	⑯
	小計(②+③)	④	給料賃金	⑩	計	⑰
	期末商品(製品)類	⑤	外注工賃	⑪	専従者給与	⑱
	差引原価(④-⑤)	⑥	利子割引料	⑫	貸倒引当金	⑲
	差引金額(①-⑥)	⑦	地代家賃	⑬	繰入金額等	⑳
	租税公課	⑧	貸倒金	⑭	計	㉑
	荷造運賃	⑨		⑮	青色申告特別控除前の所得金額 (⑦-⑭-⑱)	㉒
	水道光熱費	⑩		⑯	青色申告特別控除額	㉓
	旅費交通費	⑪		⑰	所得金額 (㉒-㉓)	㉔
	通信費	⑫		⑲		
	広告宣伝費	⑬		⑳		
	接待交際費	⑭		㉑		
	損害保険料	⑮		㉒		
修繕費	⑯		㉓			
			差引金額 (⑦-⑳)	㉔		

令和〇年分

FA3025

フリガナ氏名

提出用  
（令和二年分以降用）

〇月別売上(収入)金額及び仕入金額

月	売上(収入)金額	仕入金額
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
家事消費等雑収入		
計		
うち前年課税対象		

〇給料賃金の内訳

氏名	年齢	従事月数	支給料賃金	賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
その他(人分)						
計						

〇専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢	従事月数	支給料賃金	賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
計							

〇貸倒引当金繰入額の計算（この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでください。）

項目	金額
個別評価による本年分繰入額 （個別評価による貸倒引当金の繰入れの対象となる貸金の合計額）	①
年末における一括評価による貸倒引当金の繰入れの対象となる貸金の合計額	②
本年分繰入限度額 （②×5.5%（金融業は5.3%））	③
繰入額	④
本年分の貸倒引当金繰入額 （①+④）	⑤

〇青色申告特別控除額の計算（この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。）

項目	金額
本年分の不動産所得の金額（青色申告特別控除額を差し引く前の金額）	⑥
青色申告特別控除前の所得金額（1ページの「損益計算書」の最終の金額を書いてください。）	⑦
65万円又は55万円、65万円又は55万円と⑧のいずれか少ない方の金額（不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。）	⑧
65万円又は55万円、65万円又は55万円と⑨のいずれか少ない方の金額（青色申告特別控除額です。）	⑨
上記以外10万円と⑩のいずれか少ない方の金額（不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。）	⑩
の場合青色申告特別控除額（10万円-⑩）と⑨のいずれか少ない方の金額	⑪

(注) 貸倒引当金、専従者給与や3ページの割増(特別)償却以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

## 創業等特例について

令和元年10月2日から令和4年1月1日までの間に香川県内で事業を開始した場合の取扱いは、以下のとおりであり、次の①又は②のいずれかの要件を満たしていることとします。令和4年1月2日以降に香川県内で事業を開始した場合は、この給付金の支払い対象となりません。

### 【支払い要件】

令和元年10月2日から令和4年1月1日までの間に香川県内で事業を開始した場合

- ① 事業者としての県内事業所・店舗での売上高について、令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月の売上高の合計額が、事業を開始した月から令和4年3月までの間の任意の連続する3か月の売上高の合計額【特例額】と比較して20%以上減少していること（※1）

#### （※1）売上高減少率の計算方法

事業者としての県内全ての事業所・店舗での

A：令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月の売上高の合計額

B：事業を開始した月から令和4年3月までの間の任意の連続する3か月の売上高の合計額【特例額】

$$\text{売上高減少率(\%)} = (B - A) \div B \times 100$$

- ② 事業者としての県内事業所・店舗での売上総利益率について、令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月の売上総利益率が、事業を開始した月から令和4年3月までの間の任意の連続する3か月の売上総利益率【特例率】と比較して10%以上減少していること（※2）

#### （※2）売上総利益率の減少率の計算方法

事業者としての県内全ての事業所・店舗での

A：令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月の売上総利益率

B：事業を開始した月から令和4年3月までの間の任意の連続する3か月の売上総利益率【特例率】

$$\text{売上総利益率*の減少率(\%)} = (B - A) \div B \times 100$$

\* 売上総利益 = 売上高 - 売上原価

\* 売上総利益率 = 売上総利益 ÷ 売上高 × 100

## 【提出書類】

次の①～③の書類を提出してください。

- ① 「売上高減少申告書(創業等特例分) 第2号様式(その3)」又は「売上総利益率減少申告書(創業等特例分) 第2号様式(その4)」【記載例 p. 19～20】
- ② 次の期間の事業者としての県内全ての事業所・店舗での売上高が確認できる書類(売上総利益率の減少を要件とする場合は、売上高に合わせて売上総利益率が確認できる書類の提出が必要)

(1) 令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月

(2) 前頁の【特例額】又は【特例率】を算出する任意の連続する3か月

(4頁に記載の「4 申請に必要な書類」の「(3) 令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月と平成30年又は令和元年同3か月の事業者としての県内全ての事業所・店舗での売上高が確認できる書類(売上総利益率の減少を要件とする場合は、売上高に合わせて売上総利益率が確認できる書類の提出が必要)」に代えて提出いただくものです。)

## 【確認書類の事例】

- ・ 法人の場合は、令和元年、令和2年又は令和3年の確定申告書類の「法人事業概況説明書(1頁～2頁)」【p. 9参照】の写し
- ・ 個人事業主(青色申告)の場合は、令和元年、令和2年又は令和3年の確定申告書類の「所得税青色申告決算書(1頁～2頁)」【p. 11参照】の写し
- ・ 売上台帳等の写し
- ・ 経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上高や売上原価のデータを出力した書面 など

なお、①で提出する「売上高減少申告書(創業等特例分) 第2号様式(その3)」又は「売上総利益率減少申告書(創業等特例分) 第2号様式(その4)」に税理士又は公認会計士の確認署名がある場合は、上記確認書類の提出を省略できます。

ただし、令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月に係る売上高がゼロ(0円)である場合は、理由書(任意様式)に、その理由を記載してください。

- ③ 事業を開始した日を証する公的な書類(例：法人の場合は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主の場合は開業届の写し など)

## 日本標準産業分類(中分類)一覧

01	農業	50	各種商品卸売業
02	林業	51	繊維・衣服等卸売業
03	漁業(水産養殖業を除く)	52	飲食料品卸売業
04	水産養殖業	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
05	鉱業、採石業、砂利採取業	54	機械器具卸売業
06	総合工事業	55	その他の卸売業
07	職別工事業(設備工事業を除く)	56	各種商品小売業
08	設備工事業	57	織物・衣服・身の回り品小売業
09	食料品製造業	58	飲食料品小売業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	59	機械器具小売業
11	繊維工業	60	その他の小売業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	61	無店舗小売業
13	家具・装備品製造業	62	銀行業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	63	協同組織金融業
15	印刷・同関連業	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
16	化学工業	65	金融商品取引業、商品先物取引業
17	石油製品・石炭製品製造業	66	補助的金融業等
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
19	ゴム製品製造業	68	不動産取引業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	69	不動産賃貸業・管理業
21	窯業・土石製品製造業	70	物品賃貸業
22	鉄鋼業	71	学術・開発研究機関
23	非鉄金属製造業	72	専門サービス業(他に分類されないもの)
24	金属製品製造業	73	広告業
25	はん用機械器具製造業	74	技術サービス業(他に分類されないもの)
26	生産用機械器具製造業	75	宿泊業
27	業務用機械器具製造業	76	飲食店
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
29	電気機械器具製造業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
30	情報通信機械器具製造業	79	その他の生活関連サービス業
31	輸送用機械器具製造業	80	娯楽業
32	その他の製造業	81	学校教育
33	電気業	82	その他の教育、学習支援業
34	ガス業	83	医療業
35	熱供給業	84	保健衛生
36	水道業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
37	通信業	86	郵便局
38	放送業	87	協同組合(他に分類されないもの)
39	情報サービス業	88	廃棄物処理業
40	インターネット付随サービス業	89	自動車整備業
41	映像・音声・文字情報制作業	90	機械等修理業(別掲を除く)
42	鉄道業	91	職業紹介・労働者派遣業
43	道路旅客運送業	92	その他の事業サービス業
44	道路貨物運送業	93	政治・経済・文化団体
45	水運業	94	宗教
46	航空運輸業	95	その他のサービス業
47	倉庫業	96	外国公務
48	運輸に附帯するサービス業	97	国家公務
49	郵便業(信書便事業を含む)	98	地方公務
		99	分類不能の産業

記載例

受付番号

申請日	令和	5	年	1	月	10	日
-----	----	---	---	---	---	----	---

香川県知事 殿

**香川県物価高騰等対策緊急支援事業給付金申請書**

香川県物価高騰等対策緊急支援事業給付金支給要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

**【申請者の情報】**

手書きの場合、ペン又はボールペン（消せるボールペンは使用不可）で記入してください。

申請者の種別 (いずれかに記入)	法人 の場合	所在地 (主たる事務所の所在地)	〒	7	6	0	—	0	0	0	0	香川	都・道 府・ <b>県</b>	高松	<b>市</b> ・区 郡		
		〇〇町〇丁目〇—〇〇															
		フリガナ	カブシキガイシャマルマル														
		法人名	株式会社〇〇														
		代表者職名	代表取締役	フリガナ	カガワ タロウ												
				代表者氏名	香川 太郎												
		常時雇用する従業員数	10人					資本金	10,000,000円								
		業種(※)	いずれかの□に✓してください。														
			<input checked="" type="checkbox"/> 中小企業 <input type="checkbox"/> 中堅企業 <input type="checkbox"/> その他法人														
			(日本標準産業分類)中分類											76			
		法人番号 (13桁)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4		
		フリガナ	カガワ ジロウ						電話番号	087-123-4567							
		担当者氏名	香川 次郎						Fax	087-123-8912							
		担当者メールアドレス	abcd@mail.com														
		個人 事業主 の場合	住所 (代表者の 自宅住所)	〒											都・道 府・県		市・区 郡
フリガナ								生年月日	T. S. H. 年 月 日								
氏名																	
業種(※)	(日本標準産業分類)中分類																
電話番号	— —					Fax	— —										
メールアドレス																	

(※) 日本標準産業分類一覧は申請受付要項14頁をご参照ください。



(※) 受付番号は給付金事務局が記入します

記載例

受付番号

## 【給付金請求額】

給付金請求額	いずれかの□に✓してください。
	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 10 万円      □個人事業主 5 万円

## 【振込口座】

申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります。

金融機関名	〇〇銀行								
支店名	△△支店								
金融機関コード	1	2	3	4	支店コード	1	2	3	
預金種目 (いずれかに✓)	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座								
口座番号	0	1	2	3	4	5	6		
フリガナ	カ) マルマル								
口座名義	株式会社〇〇								

(※) 金融機関コード、支店コードは「金融機関コード一覧」にてご確認ください。

(※) 受付番号は給付金事務局が記入します

第2号様式(その1)(第6条関係)

記載例

受付番号

### 売上高減少申告書(通常分)

#### 【申請者記入欄】

所在地.....香川県高松市〇〇町〇丁目〇-〇〇

法人名・屋号.....株式会社〇〇

代表者氏名.....香川 太郎

売上高※1の減少状況

令和4年		いずれかの□に✓してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 平成30年 <input type="checkbox"/> 令和元年	
連続した3か月※2	売上高	連続した3か月※2	売上高
7月	250,000円	7月	350,000円
8月	300,000円	8月	400,000円
9月	250,000円	9月	300,000円
3か月の売上高合計(A)	800,000円	3か月の売上高合計(B)	1,050,000円
売上高の減少額(C) (= (B) - (A))	250,000円	減少比率(D) (= (C) ÷ (B) × 100)	23% (≥20%) 小数点第1位以下は切捨て

※1 事業所・店舗ごとの売上高ではなく、法人または個人における事業全体のうち、県内全ての事業所・店舗での売上高について記載してください。

※2 同月の3か月を記載してください。

#### 【確認者記入欄】

上記「売上高の減少状況」について事実と相違ない旨を確認しました。

令和5年 月 日

税理士名・公認会計士名.....  
(税理士又は公認会計士が自筆で署名してください。押印は不要です。)

登録番号.....

事務所の名称.....

住所又は所在地.....

電話番号.....

顧問契約を締結している税理士、公認会計士、又は申請サポートセンターの税理士等が事前に売上高減少申告書の内容を確認した場合には、必要書類(3)「売上高が確認できる書類」の提出を省略できます。

税理士又は公認会計士の確認署名を取得せず、申請書に必要書類(3)を添付し、そのまま給付金事務局に提出いただいても結構です。詳しくは申請受付要項の4頁をご参照ください。

(※) 受付番号は給付金事務局が記入します

第2号様式(その2)(第6条関係)

記載例

受付番号

### 売上総利益率減少申告書(通常分)

#### 【申請者記入欄】

所在地.....香川県高松市〇〇町〇丁目〇-〇〇

法人名・屋号.....株式会社〇〇

代表者氏名.....香川 太郎

売上総利益率<sup>※1</sup>の減少状況

			いずれかの□に✓してください。		
令和4年			□平成30年 <input checked="" type="checkbox"/> 令和元年		
連続した3か月 <sup>※2</sup>	売上総利益	売上高	連続した3か月 <sup>※2</sup>	売上総利益	売上高
10月	140,000円	280,000円	10月	160,000円	300,000円
11月	120,000円	270,000円	11月	140,000円	280,000円
12月	140,000円	320,000円	12月	170,000円	320,000円
合計	400,000円	870,000円	合計	470,000円	900,000円
3か月の売上総利益率 <sup>※3</sup> (A)		45% <sup>※4</sup>	3か月の売上総利益率 <sup>※3</sup> (B)		52% <sup>※4</sup>
減少率 = (B - A) ÷ B × 100			13% <sup>※4</sup> ≥ (≥ 10%)		

※1 事業所・店舗ごとの売上総利益率ではなく、法人または個人における事業全体のうち、県内全ての事業所・店舗での売上総利益率について記載してください。

※2 同月の3か月を記載してください。

※3 売上総利益率 = 売上総利益 ÷ 売上高 × 100

※4 小数点第1位以下は切捨て

#### 【確認者記入欄】

上記「売上総利益率の減少状況」について事実と相違ない旨を確認しました

令和5年 月 日

税理士名・公認会計士名.....  
(税理士又は公認会計士が自筆で署名してください。押印は不要です。)

登録番号.....

事務所の名称.....

住所又は所在地.....

電話番号.....

顧問契約を締結している税理士、公認会計士、又は申請サポートセンターの税理士等が事前に売上総利益率減少申告書の内容を確認した場合には、必要書類(3)「売上総利益率が確認できる書類」の提出を省略できます。

税理士又は公認会計士の確認署名を取得せず、申請書に必要書類(3)を添付し、そのまま給付金事務局に提出いただいても結構です。詳しくは申請受付要項の4頁をご参照ください。

(※) 受付番号は給付金事務局が記入します

第2号様式(その3)(第6条関係)

記載例

受付番号

## 売上高減少申告書(創業等特例分)

### 【申請者記入欄】

所在地.....香川県高松市〇〇町〇丁目〇-〇〇

法人名・屋号.....株式会社〇〇

代表者氏名.....香川 太郎

売上高※の減少状況

令和4年		事業開始日	令和2年	4月	1日
連続した3か月	売上高	連続した3か月			売上高
4月	180,000円	令和2年7月			240,000円
5月	200,000円	令和2年8月			260,000円
6月	220,000円	令和2年9月			270,000円
3か月の売上高合計(A)	600,000円	3か月の売上高合計			770,000円
		(B)【特例額】			
売上高の減少額(C) (= (B) - (A))	170,000円	減少比率(D) (= (C) ÷ (B) × 100)			22% (≥ 20%) 小数点第1位以下は切捨て

※ 事業所・店舗ごとの売上高ではなく、法人または個人における事業全体のうち、県内全ての事業所・店舗での売上高について記載してください。

### 【確認者記入欄】

上記「売上高の減少状況」について事実と相違ない旨を確認しました。

令和5年 月 日

税理士名・公認会計士名.....  
(税理士又は公認会計士が自筆で署名してください。押印は不要です。)

登録番号.....

事務所の名称.....

住所又は所在地.....

電話番号.....

顧問契約を締結している税理士、公認会計士、又は申請サポートセンターの税理士等が事前に売上高減少申告書の内容を確認した場合には、必要書類(3)「売上高が確認できる書類」の提出を省略できます。

税理士又は公認会計士の確認署名を取得せず、申請書に必要書類(3)を添付し、そのまま給付金事務局に提出いただいても結構です。詳しくは申請受付要項の12頁~13頁をご参照ください。

(※) 受付番号は給付金事務局が記入します

第2号様式（その4）（第6条関係）

記載例

受付番号

### 売上総利益率減少申告書（創業等特例分）

#### 【申請者記入欄】

所在地.....香川県高松市〇〇町〇丁目〇-〇〇

法人名・屋号.....株式会社〇〇

代表者氏名.....香川 太郎

売上総利益率<sup>※1</sup>の減少状況

令和4年			事業開始日	令和2年	7月	1日
連続した3か月	売上総利益	売上高	連続した3か月	売上総利益	売上高	
7月	130,000円	260,000円	令和3年10月	130,000円	240,000円	
8月	120,000円	270,000円	令和3年11月	130,000円	260,000円	
9月	130,000円	300,000円	令和3年12月	140,000円	270,000円	
合計	380,000円	830,000円	合計	400,000円	770,000円	
3か月の売上総利益率 <sup>※2</sup> （A）		45% <sup>※3</sup>	3か月の売上総利益率 <sup>※2</sup> （B）【特例率】		51% <sup>※3</sup>	
減少率 = (B - A) ÷ B × 100			11% <sup>※3</sup> ≥ (≥ 10%)			

※1 事業所・店舗ごとの売上総利益率ではなく、法人または個人における事業全体のうち、県内全ての事業所・店舗での売上総利益率について記載してください。

※2 売上総利益率 = 売上総利益 ÷ 売上高 × 100

※3 小数点第1位以下は切捨て

#### 【確認者記入欄】

上記「売上総利益率の減少状況」について事実と相違ない旨を確認しました

令5年 月 日

税理士名・公認会計士名.....  
(税理士又は公認会計士が自筆で署名してください。押印は不要です。)

登録番号.....

事務所の名称.....

住所又は所在地.....

電話番号.....

顧問契約を締結している税理士、公認会計士、又は申請サポートセンターの税理士等が事前に売上総利益率減少申告書の内容を確認した場合には、必要書類（3）「売上総利益率が確認できる書類」の提出を省略できます。

税理士又は公認会計士の確認署名を取得せず、申請書に必要書類（3）を添付し、そのまま給付金事務局に提出いただいても結構です。詳しくは申請受付要項の12頁～13頁をご参照ください。

**記載例**

受付番号

### 【誓約書】

香川県物価高騰等対策緊急支援事業給付金の支給を申請するに当たり、  
下記の内容について誓約します。

- ・ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ・ 申請事業者の代表者、役員等が、香川県補助金等交付規則第5条の2各号に掲げる暴力団、暴力団員等に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、上記内容に該当しないことを確認するため、県が県警察本部に照会することについて承諾します。  
 (参考) 香川県補助金等交付規則  
 第5条の2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。  
 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）  
 (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）  
 (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- ・ 申請内容の証拠書類を保存するとともに、県から申請の内容について立入検査・報告・証拠書類提出の求めがあった場合には、これに応じます。
- ・ 申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。
- ・ 要件に該当しない事実や不正が発覚した場合には、給付金の全額を即時返還するとともに、加算金等の支払い及び事業者名の公表に応じます。
- ・ 申請日時点において、事業を継続しており、今後も事業を継続する意思を有しています。
- ・ 法人税法別表第1に掲げる公共法人（土地改良区、土地改良区連合を除く）、政治団体、宗教上の組織・団体ではありません。
- ・ 以下の（1）及び（2）について該当しないことを確認し、給付金の支給の審査のため支給の有無について照会が行われることに同意します。  
 (1) 既にこの給付金の支給を受けている。  
 (2) 次のいずれかの事業から支給を受けた事業者  
 ①香川県医療・福祉施設応援金事業  
 ②香川県私立学校応援金事業  
 ③香川県配合飼料価格等高騰緊急支援事業

| 香川県知事 殿  
 | 令和5年 月 日 株式会社〇〇  
 | 代表者職名・氏名 代表取締役 香川 太郎  
 | (申請者（法人の場合はその代表者）が自筆で署名してください。)

(※) 受付番号は給付金事務局が記入します

記載例

受付番号

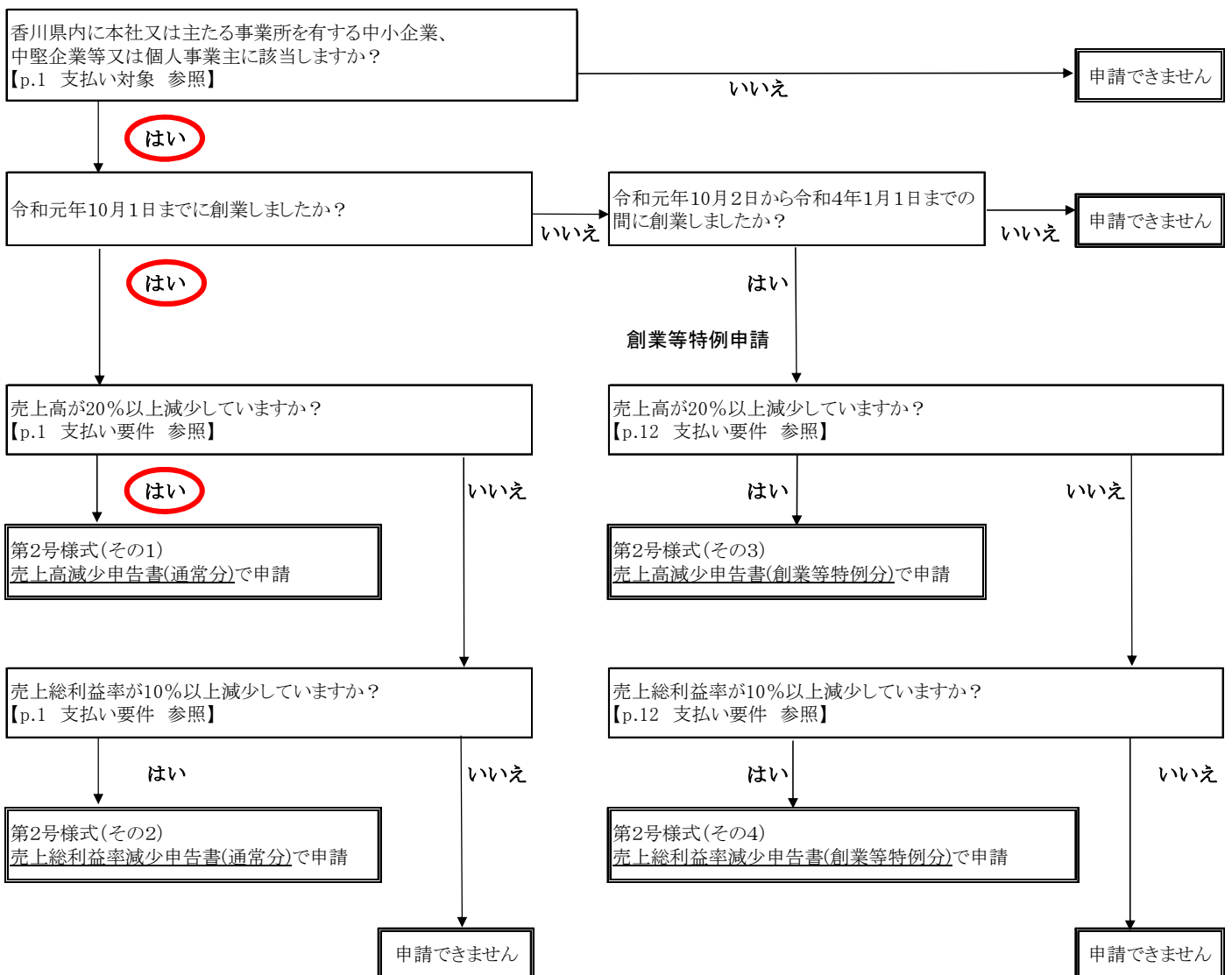
## 【チェックリスト】

- 申請書類の提出前に以下の内容を確認し、□に✓を付けてください。
- 「売上高減少申告書（第2号様式）」又は「売上総利益率減少申告書（第2号様式）」に税理士又は公認会計士の確認署名がある場合は（3）の書類の提出を省略できます。

提出	省略	【提出書類】
<b>（1）香川県物価高騰等対策緊急支援事業給付金申請書（第1号様式）</b>		
<input checked="" type="checkbox"/>	—	すべての必要項目を記載し、記載漏れがないことを確認した。
<input checked="" type="checkbox"/>	—	手書きの場合、ペン又はボールペンで記載した。（消せるボールペンは不可）
<b>（2）申告書（①又は②のいずれかの□に✓してください。）</b>		
<b>①売上高減少申告書（第2号様式（その1）又は（その3））</b>		
<input checked="" type="checkbox"/>	—	令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月の売上高が、平成30年又は令和元年同3か月の売上高（創業等特例の場合は、【特例額】）と比較して20%以上減少していることを確認した。
<b>②売上総利益率減少申告書（第2号様式（その2）又は（その4））</b>		
<input type="checkbox"/>	—	令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月の売上総利益率が、平成30年又は令和元年同3か月の売上総利益率（創業等特例の場合は、【特例率】）と比較して10%以上減少していることを確認した。
<b>（3）令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月と平成30年又は令和元年同3か月の事業者としての県内全ての事業所・店舗での①売上高（創業等特例の場合は、【特例額】）又は②売上総利益率（創業等特例の場合は、【特例率】）が確認できる書類</b>		
<p>（2）で提出する「①売上高減少申告書（第2号様式）」又は「②売上総利益率減少申告書（第2号様式）」に税理士又は公認会計士の確認署名がある場合は省略できます。ただし、令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月に係る売上高がゼロ（0円）である場合は、理由書（任意様式）に、その理由を記載してください。</p>		
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>【確認書類の事例】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の場合は、平成30年又は令和元年の確定申告書類の「法人事業概況説明書（1頁～2頁）」【p. 9 参照】の写し</li> <li>・個人事業主（青色申告）の場合は、平成30年又は令和元年の確定申告書類の「所得税青色申告決算書（1頁～2頁）」【p. 11 参照】の写し</li> <li>・売上台帳等の写し</li> <li>・経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上高や売上原価のデータを出力した書面 など</li> </ul>
<b>（4）税務署受付印のある直近の確定申告書類の写し</b>		
<b>【法人の場合】</b>		
<input checked="" type="checkbox"/>	—	直近の「法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）」の写し
<b>【個人事業主の場合】</b>		
<input type="checkbox"/>	—	マイナンバーの部分全てを黒塗りしている。

<input type="checkbox"/>	—	令和3年分の「所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表及び第二表）」の写し
<b>(5) 誓約書（第3号様式）</b>		
<input checked="" type="checkbox"/>	—	申請者（法人の場合はその代表者）が誓約書の内容を確認し、自筆で署名した。
<b>(6) 給付金の振込口座の通帳等の写し</b>		
<input checked="" type="checkbox"/>	—	振込口座は、申請者が法人の場合は当該法人、申請者が個人事業主の場合は当該個人事業主本人の名義である。
<input checked="" type="checkbox"/>	—	通帳等の写しには、口座名義人、金融機関名、金融機関の(支)店名、預金の種目及び口座番号が記載されている。（インターネットバンキングの場合、該当ページを印刷）
<b>(7)（個人事業主の場合のみ）本人確認書類の写し</b>		
<input checked="" type="checkbox"/>	—	本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等）に記載の住所と、申請者の現住所が一致している。
<input checked="" type="checkbox"/>	—	マイナンバーカードの場合、 <u>オモテ面の写しのみを添付し、マイナンバーが記載されたウラ面の写しは添付していない。</u>
<b>(8)（創業等特例の場合のみ）事業を開始した日を証する公的な書類</b>		
<input type="checkbox"/>	—	例：法人の場合は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主の場合は開業届の写しなど

**【香川県物価高騰等対策緊急支援事業給付金 申請方法フローチャート】**





## 金融機関コード一覧(金融機関コード)

種別	金融機関名	金融機関コード	支店	
			支店名	コード
1 地方銀行	百十四銀行	0173	※支店一覧は、(その2)①参照	
	香川銀行	0573	※支店一覧は、(その2)②参照	
	中国銀行	0168	※支店一覧は、(その2)③参照	
	阿波銀行	0172	高松	501
			丸亀	511
	伊予銀行	0174	高松	500
			坂出	501
			丸亀	502
			高松東	503
	四国銀行	0175	高松	401
			高松南	402
			坂出	403
			丸亀	404
			善通寺	405
			観音寺	407
			伏石	412
	徳島大正銀行	0572	高松	014
			丸亀	019
	愛媛銀行	0576	高松	071
			坂出	072
丸亀			073	
観音寺			074	
高知銀行	0578	高松	051	

種別	金融機関名	金融機関コード	支店	
			支店名	コード
2 都市銀行	みずほ銀行	0001	高松法人	088
			高松	647
	三菱UFJ銀行	0005	高松	488
			高松中央	620
			三井住友銀行	0009
あおぞら銀行	0398	高松	811	
3 信託銀行	三菱UFJ信託銀行	0288	高松	770
	三井住友信託銀行	0294	高松	871
4 信用金庫	高松信用金庫	1830	※支店一覧は、(その2)④参照	
	観音寺信用金庫	1833	※支店一覧は、(その2)⑤参照	
	信金中央金庫	1000	四国	018
5 信用組合	香川県信用組合	2721	※支店一覧は、(その2)⑥参照	
	朝銀西信用組合	2672	香川	006
6 ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行	9900	※支店一覧は、(その2)⑦参照	
7 農業協同組合	香川県農業協同組合	8332	※支店一覧は、(その2)⑧参照	
8 信用漁業協同組合連合会	西日本信用漁業協同組合連合会	9486	本店	001
9 商工中金	商工組合中央金庫	2004	高松	371

## 金融機関コード一覧(支店コード)

金融機関名	金融機関コード	
①百十四銀行	0173	
支店名	支店コード	
本店営業部	101	丸亀支店 271
振込支店	180	城西支店 272
高松支店	201	普通寺支店 273
栗林支店	202	琴平支店 274
東支店	203	多度津支店 275
西支店	204	満濃支店 276
田町支店	205	須田出張所 280
高松駅前出張所	206	詫間支店 281
県庁支店	207	高瀬支店 282
高松市役所支店	208	山本支店 283
瓦町支店	210	仁尾支店 284
宮脇支店	211	観音寺支店 285
松福支店	212	大野原支店 286
中央市場支店	213	豊浜支店 287
桜町出張所	214	観音寺東支店 288
木太支店	218	三野町支店 289
太田支店	219	ゆめタウン高松出張所 302
屋島支店	220	鶴尾出張所 303
仏生山支店	221	伏石支店 304
香西支店	222	鬼無出張所 305
円座支店	223	畑田出張所 309
八栗支店	224	庵治出張所 311
志度支店	225	古高松支店 312
三木支店	226	医大前出張所 314
川島支店	227	水田支店 315
綾南支店	228	端岡出張所 317
国分寺支店	229	浅野出張所 318
空港口支店	230	坂出市役所出張所 324
直島支店	231	丸亀東支店 328
内海支店	241	丸亀南支店 329
土庄支店	242	塩屋出張所 331
引田支店	251	東部出張所 333
白鳥支店	252	財田代理店 334
三本松支店	253	観音寺市役所出張所 335
津田支店	254	一宮出張所 341
長尾支店	255	鶴市出張所 342
富田支店	256	観音寺南支店 345
坂出支店	261	丸亀市役所出張所 357
坂出東部支店	262	頭脳化センター出張所 358
駒止支店	263	さぬき市役所出張所 359
飯山支店	264	フジグラン丸亀出張所 363
宇多津支店	265	エイティエム統括支店 389

金融機関名	金融機関コード	
②香川銀行	0573	
支店名	支店コード	
本店営業部	100	川島支店 133
南新町出張所	101	県庁支店 135
兵庫町支店	102	三本松支店 201
栗林支店	103	津田支店 202
東支店	104	志度支店 203
通町支店	105	長尾支店 204
香西支店	106	瀧宮支店 205
西宝町支店	107	小豆島支店 206
屋島支店	108	内海支店 207
仏生山支店	109	白鳥支店 208
木太支店	110	三木支店 209
高田支店	111	坂出支店 301
今里支店	112	宇多津支店 302
中央市場支店	113	丸亀支店 303
勅使支店	114	多度津支店 304
三栄支店	115	普通寺支店 305
水田支店	117	琴平支店 306
国分寺支店	118	詫間支店 307
岡本支店	119	観音寺支店 309
浅野支店	120	飯山支店 310
瀧元支店	123	丸亀西支店 311
円座支店	125	郡家支店 312
鶴市出張所	126	高瀬支店 313
空港口支店	128	南出張所 314
宮脇町出張所	129	坂出東支店 315
源平通出張所	130	満濃支店 316
福岡町支店	131	観音寺東支店 317
伏石支店	132	土器町出張所 319
		綾歌支店 320

金融機関名	金融機関コード	
③中国銀行	0168	
支店名	支店コード	
高松	501	坂出支店 510
高松南	502	丸亀支店 511
高松東	503	多度津支店 512
志度支店	504	普通寺支店 513
津田支店	505	琴平支店 514
三本松支店	506	詫間支店 515
長尾支店	508	観音寺支店 516
川東支店	509	国分寺支店 521

金融機関名	金融機関コード	
④高松信用金庫	1830	
支店名	支店コード	支店コード
本店営業部	020	三本松支店 046
粟林支店	021	国分寺支店 047
西通町支店	022	三木支店 050
八本松支店	024	土庄支店 051
片原町支店	025	坂出支店 052
花園支店	026	志度支店 053
屋島支店	028	坂出東支店 055
木太支店	029	宇多津支店 058
元山支店	030	丸亀城西支店 059
レインボー支店	031	丸亀支店 060
弦打支店	032	善通寺支店 062
仏生山支店	036	琴平支店 063
一宮支店	038	多度津支店 064
太田支店	040	丸亀南支店 070
空港口支店	045	観音寺支店 071
		高瀬支店 072

金融機関名	金融機関コード	
⑤観音寺信用金庫	1833	
支店名	支店コード	支店コード
本店営業部	001	南支店 009
港支店	002	豊中支店 010
豊浜支店	003	三野支店 011
高瀬支店	004	財田支店 012
大野原支店	005	国道支店 013
山本支店	006	茂木支店 014
詫間支店	007	丸亀支店 015
仁尾支店	008	坂出支店 016
		四国中央支店 017

金融機関名	金融機関コード	
⑥香川県信用組合	2721	
支店名	支店コード	支店コード
本店営業部	001	中央支店 011
粟林支店	002	三本松支店 012
新橋支店	003	坂出支店 013
屋島支店	006	丸亀支店 014
仏生山支店	007	琴平支店 015
円座支店	008	観音寺支店 016
川東支店	009	高瀬支店 017
長尾支店	010	土庄支店 018
		志度支店 020

金融機関名	金融機関コード	
⑦ゆうちょ銀行	9900	
支店名	支店コード	支店コード
〇〇八	008	三一八 318
〇一八	018	三二八 328
〇一九	019	三三八 338
〇二八	028	四〇八 408
〇二九	029	四一八 418
〇三八	038	四二八 428
〇三九	039	四三八 438
〇四八	048	四四八 448
〇四九	049	四五八 458
〇五八	058	四六八 468
〇五九	059	四七八 478
〇六八	068	五一八 518
〇六九	069	五二八 528
〇七八	078	五三八 538
〇七九	079	五四八 548
〇八八	088	五五八 558
〇八九	089	六一八 618
〇九八	098	六二八 628
〇九九	099	六三八 638
一〇八	108	六四八 648
一〇九	109	七〇八 708
一一八	118	七一八 718
一一九	119	七二八 728
一二八	128	七三八 738
一二九	129	七四八 748
一三八	138	七五八 758
一三九	139	七六八 768
一四八	148	七七八 778
一四九	149	七八八 788
一五九	159	七九八 798
一六九	169	八一八 818
一七九	179	八二八 828
一八九	189	八三八 838
一九九	199	八四八 848
二〇八	208	八五八 858
二〇九	209	八六八 868
二一八	218	九〇八 908
二一九	219	九一八 918
二二八	228	九二八 928
二二九	229	九三八 938
二三八	238	九四八 948
二三九	239	九五八 958
二四八	248	九六八 968
二四九	249	九七八 978
二五九	259	九八八 988
二六九	269	九九八 998
二七九	279	高松出張所 630
二八九	289	丸亀出張所 631

金融機関名	金融機関コード	
⑧香川県農業協同組合	8332	
支店名	支店コード	支店コード
本店	001	北浦支店 434
相生支店	101	四海支店 435
引田支店	102	豊島支店 436
白鳥支店	107	陶支店 451
誉水支店	132	昭和出張所 452
大内丹生支店	133	綾上支店 454
富田支店	152	滝宮支店 458
石田支店	154	国分寺支店 471
大川造田出張所	155	国分寺南支店 472
長尾支店	156	王越支店 481
津田支店	172	松山支店 482
鴨部支店	174	林田支店 483
鴨庄支店	175	坂出市支店 484
志度支店	176	府中支店 501
三木町支店	200	宇多津支店 505
田中支店	204	川津町支店 506
氷上支店	205	綾歌支店 531
井戸出張所	207	法勤寺支店 533
川東支店	232	坂本支店 534
塩江支店	234	岡田支店 535
香南支店	236	協栄支店 550
香川浅野支店	238	琴南支店 551
直島支店	251	長炭出張所 553
林支店	261	高篠出張所 558
川添支店	262	仲南支店 559
川島支店	263	丸亀支店 570
高松南部十河支店	264	丸亀東支店 576
植田支店	265	城南出張所 580
前田支店	267	報徳出張所 581
高田出張所	269	丸亀北支店 583
高松市中央一宮支店	301	琴平支店 601
仏生山支店	302	善通寺支店 610
多肥支店	303	善通寺麻野出張所 611
三谷支店	304	上郷出張所 612
木太支店	306	与北出張所 614
鶴尾支店	307	筆岡出張所 615
古高松支店	313	吉原出張所 616
屋島支店	314	龍川出張所 617
牟礼支店	315	多度津支店 642
庵治支店	316	山本支店 662
木太北部出張所	317	財田支店 665
塩上支店	341	高瀬支店 703
幸町支店	342	三野支店 706
桜町支店	344	高瀬東部支店 708
高松市太田支店	351	豊中支店 724
川岡出張所	371	詫間支店 741
円座支店	372	観音寺町支店 761
檀紙支店	373	高室支店 762
高松市西部鬼無支店	374	常磐支店 763
弦打支店	375	一ノ谷支店 764
香西支店	376	豊田支店 765
下笠居支店	377	柞田支店 767
檀紙北出張所	378	仁尾町支店 769
内海支店	403	大野原支店 801
苗羽支店	404	紀伊支店 802
福田支店	406	萩原支店 803
池田支店	420	五郷支店 804
土庄支店	431	和田支店 805
		豊浜支店 821

受付番号

申請日	令和	5	年		月		日
-----	----	---	---	--	---	--	---

香川県知事 殿

香川県物価高騰等対策緊急支援事業給付金申請書

香川県物価高騰等対策緊急支援事業給付金支給要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

【申請者の情報】

手書きの場合、ペン又はボールペン（消せるボールペンは使用不可）で記入してください。

申請者の種別（いずれかに記入）	法人の場合	所在地 (主たる事務所所在地)	〒								都・道府・県			市・区郡			
		フリガナ															
		法人名															
		代表者職名	フリガナ														
			代表者氏名														
		常時雇用する従業員数	人	資本金												円	
		業種(※)	いずれかの□に✓してください。 <input type="checkbox"/> 中小企業 <input type="checkbox"/> 中堅企業 <input type="checkbox"/> その他法人														
			(日本標準産業分類) 中分類														
		法人番号(13桁)															
		フリガナ												電話番号	-	-	
	担当者氏名												Fax	-	-		
	担当者メールアドレス																
	個人事業主の場合	住所 (代表者の自宅住所)	〒									都・道府・県			市・区郡		
		フリガナ												生年月日	T.	S.	H.
		氏名												年	月	日	
		業種(※)	(日本標準産業分類) 中分類														
		電話番号												Fax	-	-	
		メールアドレス															

(※) 日本標準産業分類一覧は申請受付要項14頁をご参照ください。

(※) 受付番号は給付金事務局が記入します

受付番号

## 【給付金請求額】

<b>給付金請求額</b>	いずれかの□に✓してください。
	<input type="checkbox"/> 法人 10 万円 <input type="checkbox"/> 個人事業主 5 万円

## 【振込口座】

申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります。

金融機関名							
支店名							
金融機関コード					支店コード		
預金種目 (いずれかに✓)	<input type="checkbox"/>	普通	<input type="checkbox"/>	当座			
口座番号							
フリガナ							
口座名義							

(※) 金融機関コード、支店コードは「金融機関コード一覧」にてご確認ください。

(※) 受付番号は給付金事務局が記入します

第2号様式(その1)(第6条関係)

受付番号

## 売上高減少申告書(通常分)

### 【申請者記入欄】

所在地.....

法人名・屋号.....

代表者氏名.....

売上高<sup>※1</sup>の減少状況

令和4年		いずれかの□に✓してください。 □平成30年 □令和元年	
連続した3か月 <sup>※2</sup>	売上高	連続した3か月 <sup>※2</sup>	売上高
月	円	月	円
月	円	月	円
月	円	月	円
3か月の売上高合計(A)	円	3か月の売上高合計(B)	円
売上高の減少額(C) (= (B) - (A))	円	減少比率(D) (= (C) ÷ (B) × 100)	% (≥20%) 小数点第1位以下は切捨て

※1 事業所・店舗ごとの売上高ではなく、法人または個人における事業全体のうち、県内全ての事業所・店舗での売上高について記載してください。

※2 同月の3か月を記載してください。

### 【確認者記入欄】

上記「売上高の減少状況」について事実と相違ない旨を確認しました。

令和5年 月 日

税理士名・公認会計士名.....  
(税理士又は公認会計士が自筆で署名してください。押印は不要です。)

登録番号.....

事務所の名称.....

住所又は所在地.....

電話番号.....

顧問契約を締結している税理士、公認会計士、又は申請サポートセンターの税理士等が事前に売上高減少申告書の内容を確認した場合には、必要書類(3)「売上高が確認できる書類」の提出を省略できます。

税理士又は公認会計士の確認署名を取得せず、申請書に必要書類(3)を添付し、そのまま給付金事務局に提出いただいても結構です。詳しくは申請受付要項の4頁をご参照ください。

(※) 受付番号は給付金事務局が記入します

第2号様式(その2)(第6条関係)

受付番号

## 売上総利益率減少申告書(通常分)

### 【申請者記入欄】

所在地.....

法人名・屋号.....

代表者氏名.....

売上総利益率<sup>※1</sup>の減少状況

令和4年			□平成30年 □令和元年		
連続した3か月 <sup>※2</sup>	売上総利益	売上高	連続した3か月 <sup>※2</sup>	売上総利益	売上高
月	円	円	月	円	円
月	円	円	月	円	円
月	円	円	月	円	円
合計	円	円	合計	円	円
3か月の売上総利益率 <sup>※3</sup> (A)		% <sup>※4</sup>	3か月の売上総利益率 <sup>※3</sup> (B)		% <sup>※4</sup>
減少率 = (B - A) ÷ B × 100			% <sup>※4</sup> ≥ (≥10%)		

いずれかの□に✓してください。

□平成30年 □令和元年

※1 事業所・店舗ごとの売上総利益率ではなく、法人または個人における事業全体のうち、県内全ての事業所・店舗での売上総利益率について記載してください。

※2 同月の3か月を記載してください。

※3 売上総利益率 = 売上総利益 ÷ 売上高 × 100

※4 小数点第1位以下は切捨て

### 【確認者記入欄】

上記「売上総利益率の減少状況」について事実と相違ない旨を確認しました。

令和5年 月 日

税理士名・公認会計士名.....  
(税理士又は公認会計士が自筆で署名してください。押印は不要です。)

登録番号.....

事務所の名称.....

住所又は所在地.....

電話番号.....

顧問契約を締結している税理士、公認会計士、又は申請サポートセンターの税理士等が事前に売上総利益率減少申告書の内容を確認した場合には、必要書類(3)「売上総利益率が確認できる書類」の提出を省略できます。

税理士又は公認会計士の確認署名を取得せず、申請書に必要書類(3)を添付し、そのまま給付金事務局に提出いただいても結構です。詳しくは申請受付要項の4頁をご参照ください。



(※) 受付番号は給付金事務局が記入します

第2号様式(その3)(第6条関係)

受付番号

## 売上高減少申告書(創業等特例分)

### 【申請者記入欄】

所在地.....

法人名・屋号.....

代表者氏名.....

売上高※の減少状況

令和4年		事業開始日 令和 年 月 日	
連続した3か月	売上高	連続した3か月	売上高
月	円	令和 年 月	円
月	円	令和 年 月	円
月	円	令和 年 月	円
3か月の売上高合計(A)	円	3か月の売上高合計 (B)【特例額】	円
売上高の減少額(C) (= (B) - (A))	円	減少比率(D) (= (C) ÷ (B) × 100)	% (≥ 20%) 小数点第1位以下は切捨て

※事業所・店舗ごとの売上高ではなく、法人または個人における事業全体のうち、県内全ての事業所・店舗での売上高について記載してください。

### 【確認者記入欄】

上記「売上高の減少状況」について事実と相違ない旨を確認しました。

令和5年 月 日

税理士名・公認会計士名.....  
(税理士又は公認会計士が自筆で署名してください。押印は不要です。)

登録番号.....

事務所の名称.....

住所又は所在地.....

電話番号.....

顧問契約を締結している税理士、公認会計士、又は申請サポートセンターの税理士等が事前に売上高減少申告書の内容を確認した場合には、必要書類(3)「売上高が確認できる書類」の提出を省略できます。

税理士又は公認会計士の確認署名を取得せず、申請書に必要書類(3)を添付し、そのまま給付金事務局に提出いただいても結構です。詳しくは申請受付要項の12頁～13頁をご参照ください。

(※) 受付番号は給付金事務局が記入します

第2号様式（その4）（第6条関係）

受付番号
------

### 売上総利益率減少申告書（創業等特例分）

**【申請者記入欄】**

所在地.....

法人名・屋号.....

代表者氏名.....

売上総利益率<sup>※1</sup>の減少状況

令和4年			事業開始日 令和 年 月 日		
連続した3か月	売上総利益	売上高	連続した3か月	売上総利益	売上高
月	円	円	令和 年 月	円	円
月	円	円	令和 年 月	円	円
月	円	円	令和 年 月	円	円
合計	円	円	合計	円	円
3か月の売上総利益率 <sup>※2</sup> （A）		% <sup>※3</sup>	3か月の売上総利益率 <sup>※2</sup> （B）【特例率】		% <sup>※3</sup>
減少率 = (B - A) ÷ B × 100			% <sup>※3</sup> ≥ (≥ 10%)		

※1 事業所・店舗ごとの売上総利益率ではなく、法人または個人における事業全体のうち、県内全ての事業所・店舗での売上総利益率について記載してください。

※2 売上総利益率 = 売上総利益 ÷ 売上高 × 100

※3 小数点第1位以下は切捨て

**【確認者記入欄】**

上記「売上総利益率の減少状況」について事実と相違ない旨を確認しました。

令和5年 月 日

税理士名・公認会計士名.....  
(税理士又は公認会計士が自筆で署名してください。押印は不要です。)

登録番号.....

事務所の名称.....

住所又は所在地.....

電話番号.....

顧問契約を締結している税理士、公認会計士、又は申請サポートセンターの税理士等が事前に売上総利益率減少申告書の内容を確認した場合には、必要書類（3）「売上総利益率が確認できる書類」の提出を省略できます。  
税理士又は公認会計士の確認署名を取得せず、申請書に必要書類（3）を添付し、そのまま給付金事務局に提出いただいても結構です。詳しくは申請受付要項の12頁～13頁をご参照ください。

## 【誓約書】

香川県物価高騰等対策緊急支援事業給付金の支給を申請するに当たり、  
下記の内容について誓約します。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- 申請事業者の代表者、役員等が、香川県補助金等交付規則第5条の2各号に掲げる暴力団、暴力団員等に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、上記内容に該当しないことを確認するため、県が県警察本部に照会することについて承諾します。

(参考) 香川県補助金等交付規則

第5条の2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。

- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

- 申請内容の証拠書類を保存するとともに、県から申請の内容について立入検査・報告・証拠書類提出の求めがあった場合には、これに応じます。
- 申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。
- 要件に該当しない事実や不正が発覚した場合には、給付金の全額を即時返還するとともに、加算金等の支払い及び事業者名の公表に応じます。
- 申請日時点において、事業を継続しており、今後も事業を継続する意思を有しています。
- 法人税法別表第1に掲げる公共法人（土地改良区、土地改良区連合を除く）、政治団体、宗教上の組織・団体ではありません。
- 以下の（1）及び（2）について該当しないことを確認し、給付金の支給の審査のため支給の有無について照会が行われることに同意します。

（1） 既にこの給付金の支給を受けている。

（2） 次のいずれかの事業から支給を受けた事業者

①香川県医療・福祉施設応援金事業

②香川県私立学校応援金事業

③香川県配合飼料価格等高騰緊急支援事業

香川県知事 殿

令和5年 月 日

代表者職名・氏名

（申請者（法人の場合はその代表者）が自筆で署名してください。）

(※) 受付番号は給付金事務局が記入します

受付番号

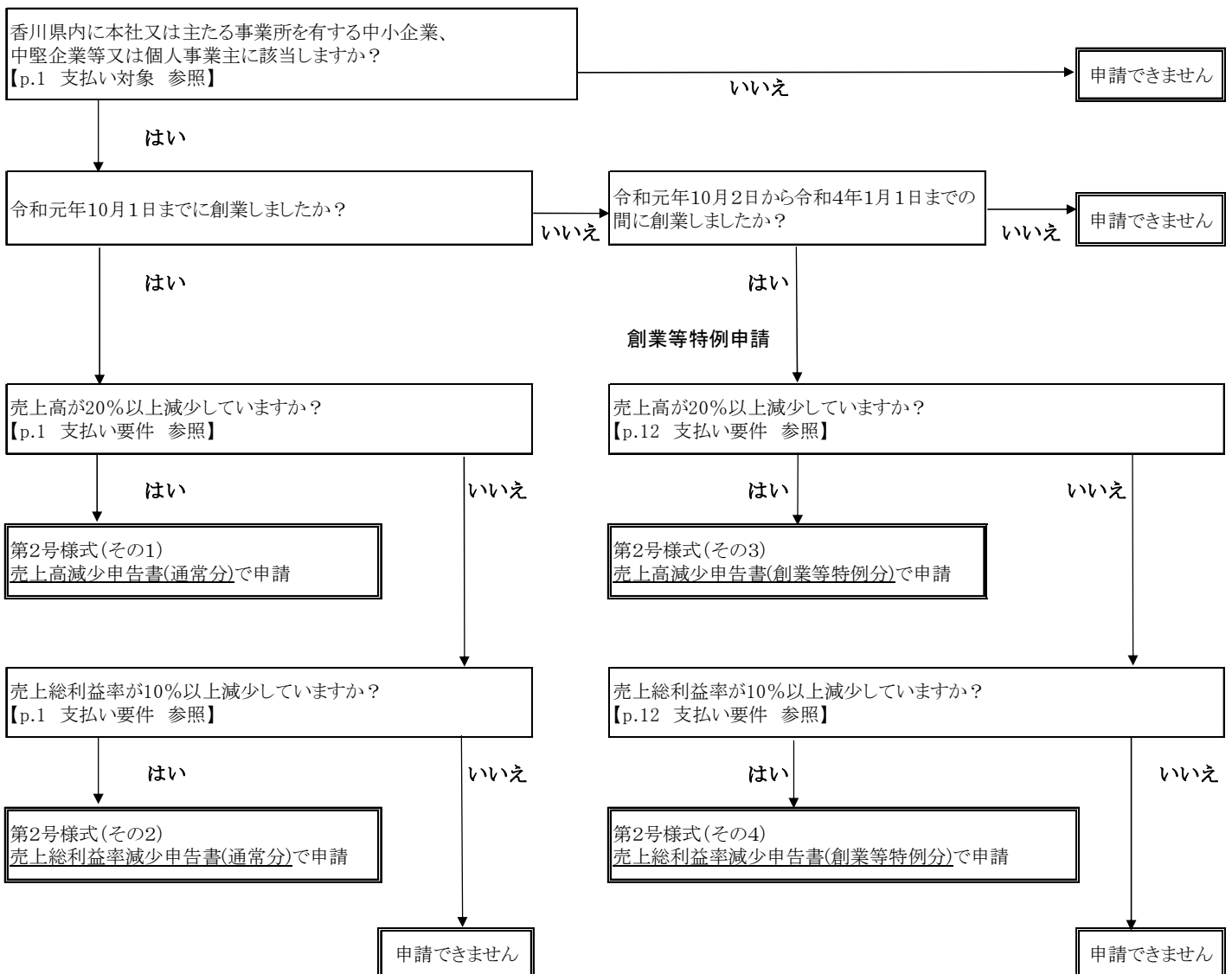
## 【チェックリスト】

- 申請書類の提出前に以下の内容を確認し、□に✓を付けてください。
- 「売上高減少申告書（第2号様式）」又は「売上総利益率減少申告書（第2号様式）」に税理士又は公認会計士の確認署名がある場合は（3）の書類の提出を省略できます。

提出	省略	【提出書類】
<b>（1）香川県物価高騰等対策緊急支援事業給付金申請書（第1号様式）</b>		
<input type="checkbox"/>	—	すべての必要項目を記載し、記載漏れがないことを確認した。
<input type="checkbox"/>	—	手書きの場合、ペン又はボールペンで記載した。（消せるボールペンは不可）
<b>（2）申告書（①又は②のいずれかの□に✓してください。）</b>		
<b>①売上高減少申告書（第2号様式（その1）又は（その3））</b>		
<input type="checkbox"/>	—	令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月の売上高が、平成30年又は令和元年同3か月の売上高（創業等特例の場合は、【特例額】）と比較して20%以上減少していることを確認した。
<b>②売上総利益率減少申告書（第2号様式（その2）又は（その4））</b>		
<input type="checkbox"/>	—	令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月の売上総利益率が、平成30年又は令和元年同3か月の売上総利益率（創業等特例の場合は、【特例率】）と比較して10%以上減少していることを確認した。
<b>（3）令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月と平成30年又は令和元年同3か月の事業者としての県内全ての事業所・店舗での①売上高（創業等特例の場合は、【特例額】）又は②売上総利益率（創業等特例の場合は、【特例率】）が確認できる書類</b>		
（2）で提出する「①売上高減少申告書（第2号様式）」又は「②売上総利益率減少申告書（第2号様式）」に税理士又は公認会計士の確認署名がある場合は省略できます。ただし、令和令和4年4月から12月までの任意の連続する3か月に係る売上高がゼロ（0円）である場合は、理由書（任意様式）に、その理由を記載してください。		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>【確認書類の事例】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・法人の場合は、平成30年又は令和元年の確定申告書類の「法人事業概況説明書（1頁～2頁）」【p. 9 参照】の写し</li><li>・個人事業主（青色申告）の場合は、平成30年又は令和元年の確定申告書類の「所得税青色申告決算書（1頁～2頁）」【p. 11 参照】の写し</li><li>・売上台帳等の写し</li><li>・経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上高や売上原価のデータを出力した書面 など</li></ul>
<b>（4）税務署受付印のある直近の確定申告書類の写し</b>		
<b>【法人の場合】</b>		
<input type="checkbox"/>	—	直近の「法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）」の写し
<b>【個人事業主の場合】</b>		
<input type="checkbox"/>	—	マイナンバーの部分全てを黒塗りしている。

<input type="checkbox"/>	—	令和3年分の「所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表及び第二表）」の写し
<b>(5) 誓約書（第3号様式）</b>		
<input type="checkbox"/>	—	申請者（法人の場合はその代表者）が誓約書の内容を確認し、自筆で署名した。
<b>(6) 給付金の振込口座の通帳等の写し</b>		
<input type="checkbox"/>	—	振込口座は、申請者が法人の場合は当該法人、申請者が個人事業主の場合は当該個人事業主本人の名義である。
<input type="checkbox"/>	—	通帳等の写しには、口座名義人、金融機関名、金融機関の(支)店名、預金の種目及び口座番号が記載されている。（インターネットバンキングの場合、該当ページを印刷）
<b>(7)（個人事業主の場合のみ）本人確認書類の写し</b>		
<input type="checkbox"/>	—	本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等）に記載の住所と、申請者の現住所が一致している。
<input type="checkbox"/>	—	マイナンバーカードの場合、 <u>オモテ面の写しのみを添付し、マイナンバーが記載されたウラ面の写しは添付していない。</u>
<b>(8)（創業等特例の場合のみ）事業を開始した日を証する公的な書類</b>		
<input type="checkbox"/>	—	例：法人の場合は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主の場合は開業届の写しなど

**【香川県物価高騰等対策緊急支援事業給付金 申請方法フローチャート】**



香川県物価高騰等対策緊急支援事業給付金

(※) 受付番号は給付金事務局が記入します

受付番号

貼付台紙  
(7) 給付金の振込口座の通帳等の写し

申請者名（法人名または個人氏名）： \_\_\_\_\_

※通帳の1・2ページ目の写しを貼り付けてください

- 預金通帳の口座名義人、金融機関名、金融機関の（支）店名、預金の種目及び口座番号が記載されたページの写しを貼付してください。
- インターネットバンキングの場合、これらの事項が記載されたページを印刷して貼付してください。

香川県物価高騰等対策緊急支援事業給付金

(※) 受付番号は給付金事務局が記入します

貼付台紙  
(9) 本人確認書類の写し  
(個人事業主の場合のみ)

受付番号

申請者名 (法人名または個人氏名): \_\_\_\_\_

※本人確認書類の写しを貼り付けてください

- 本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等）に記載の住所が、申請者の現住所と一致する書類の写しを貼り付けてください。
  - マイナンバーカードの場合、オモテ面の写しのみを貼り付けしてください。
- ※マイナンバーが記載されたウラ面の写しは提出（貼り付け）しないでください。